

令和7年10月9日

姫路駐屯地におけるオープンカウンター方式による見積依頼について

- 1 本リストは、オープンカウンター方式実施要項に基づく手続が必要です。
- 2 本方式は随意契約を前提とした見積依頼であり、有効な見積書をもって申込みをした者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格の見積書をもって申込みをした者を契約の相手方とします。

3 件名リスト

番号	件名	納入（履行） 場所	納期（履行期 限）	見積依頼書 公表日	見積書 提出期限	見積合わせの 日時	防衛省競争 参加資格	備考
57	232号建物空調機修理	仕様書のとおり	7.10.31	7.10.9	7.10.15 10時30分	7.10.15 10時30分	なし	・総品目総額決定

4 適用する契約条項

駐屯地用標準契約の役務請負契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項とする。

5 仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所、問合せ先及び提出先

〒670-0881 兵庫県姫路市峰南町1-70 契約機関名（担当）：陸上自衛隊姫路駐屯地 第352会計隊姫路派遣隊（濱尾）

電話番号：079-222-4001（内線347） FAX：079-222-4006 メールアドレス：ma347fin-ma@inet.gsdf.mod.go.jp

仕様書の内容に関する問い合わせ先：姫路駐屯地業務隊 井地（内線342）

特記仕様書

- 1 件 名 232号建物空調機修理
 2 場 所 兵庫県姫路市峰南町1-70 姫路駐屯地
 3 概 要 空調機修理 1式

4 一般事項

- (1) 本整備は本特記仕様書による他、下記仕様書及び関係諸規則によるものとする。
国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)」
- (2) 本特記仕様書及び図面に疑義が生じた場合には、監督官と協議を行いその指示に従うものとする。
- (3) 現場の取まり等により軽微な変更の必要性が生じた時は、監督官と調整しその指示に従うものとする。ただし、請負金額、工期等の変更は行わないものとする。
- (4) 整備実施に関して、隊員及び部外者等に傷害等を与えた場合、または施設等に損害を与えた場合は請負者の責任において復旧及び補償するものとする。
- (5) 使用材料は、仮設材を除き全て新品とし、監督職員の検査を受け合格したものを使用するものとする。
- (6) 請負者は現場代理人等を指定し、関係法令に基づき現場の管理を行い防災に努めること。また、危険性のある場所には危険表示等の処置を行うものとする。
- (7) 整備現場及び許可された場所以外への無断立入等は厳禁とする。
- (8) 整備写真は、着工前、完成及び施工後隠蔽となる箇所、また、主要な段階状況、使用材料、その他監督官の指示するものをサービス版サイズで整理し、1部を提出するものとする。
- (9) 本整備に必要な申請及び提出書類は官側の示す規格様式で作成し提出するものとする。
- (10) 本整備実施により知り得た内容に関して監督官の許可無く漏洩してはならないものとする。
- (11) 撤去品が発生した場合、金属類発生材は、関係書類提出後監督官の指示する場所に集積するものとし、その他は全て廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき適正に処理するものとする。また、処理の結果は書面(産業廃棄物管理票等)にて提出するものとする。
- (12) 本整備は、令和7年10月31日までの間で、官側と調整した日時に実施するものとする。

5 特記事項

- (1) 本整備で修理を行う空調機の型式は、次のとおりとする。
 ・ビル用マルチ空調機 RSXYP450P (ダイキン製) 1台
- (2) 本整備での修理内容は次のとおりとする。また、使用材料は、本設備に適合したものを使用するものとする。

ア インバータ組立品交換	1個
イ インバータ組立品付属品ASSY	1個
ウ プリント基板組立品交換	1個
エ ファン用直流電動機交換	1個
オ スクロール式圧縮機交換	1個
カ 防振用ゴム交換	1個
キ 圧縮機取付ボルト交換	3個
ク プロペラファン交換	1個
ケ サーミスタ組立品交換	1個
コ サーミスタ組立品交換	1個
シ ファンモータ基板交換	1個

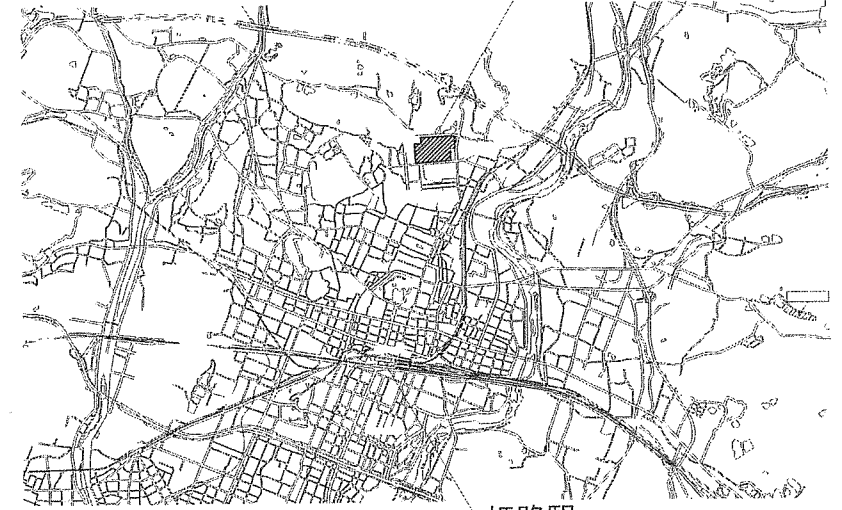
件 名	232号建物空調機修理	図面番号	1 / 3
種 別	特記仕様書	縮 尺	/
作成部隊	陸上自衛隊 姫路駐屯地業務隊管理科		

ス 付属品ASSY1交換 1個
セ 付属品ASSY2交換 1個

- (3) 該当空調機に使用している冷媒は、一時回収等を行い再利用するものとする。
- (4) 本整備では、部品交換等に必要な消耗品を含むものとする。
- (5) 本整備完了後は、試運転調整を行い異常の有無を確認するものとする。
- (6) 本整備で交換した部品は、金属類（有価物）は監督官の指定する場所に搬入し、その他は産業廃棄物として適正に処理するものとする。
- (7) 本整備の細部作業日程等は、監督官との調整によるものとする。

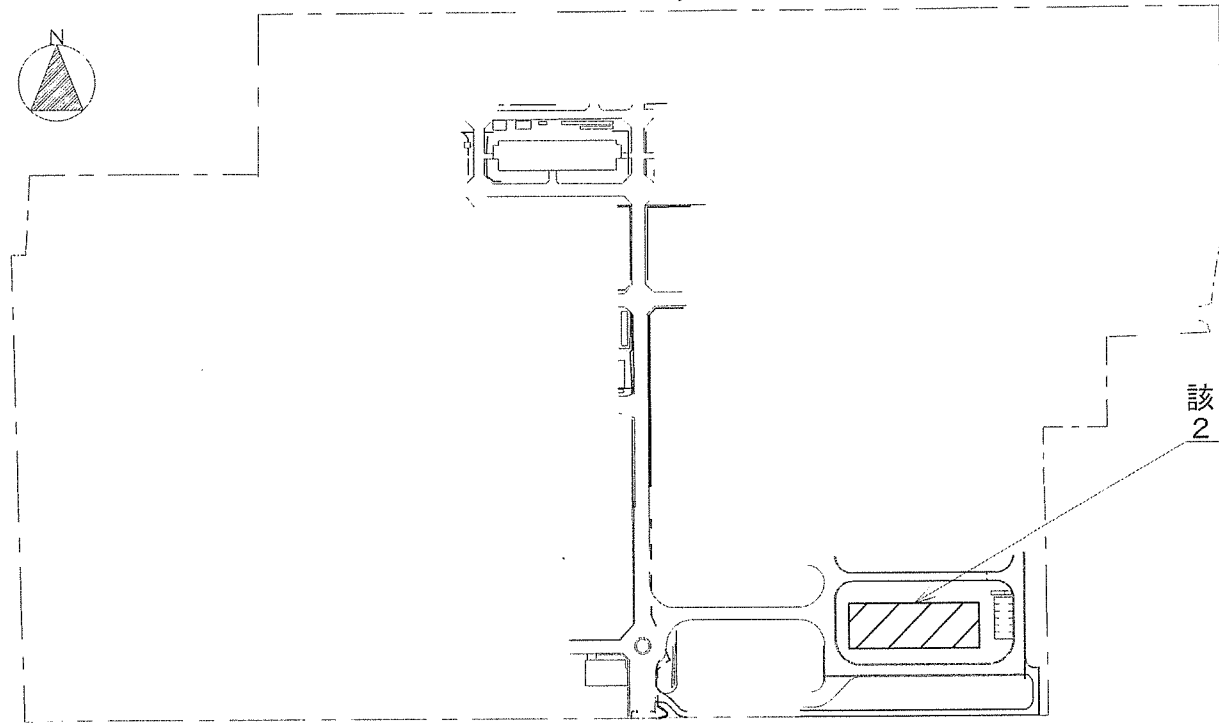
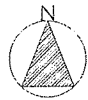
件名	232号建物空調機修理	図面番号	2 / 3
種別	特記仕様書	縮尺	
作成部隊	陸上自衛隊 姫路駐屯地業務隊管理科		

姫路駐屯地



姫路駅

案内図



該当場所
232号建物

配置図

件名	232号建物空調機修理	図面番号	3 / 3
種別	案内図・配置図	縮尺	S=1:X
作成部隊	陸上自衛隊 姫路駐屯地業務隊管理科		

